

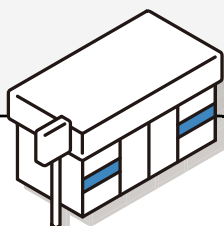
Q.4 市役所に行かなくても利用できるサービスはありますか？

A はい、もちろんです！

来庁不要の**コンビニ交付サービス**や、**オンライン窓口**を充実させています。

コンビニ交付サービス

マイナンバーカード利用で住民票等の証明書が取得できます。発行手数料も窓口より安くてお得です。



手数料が
オトク！

オンライン窓口

ホームページや LINE アカウントのデジタル市役所で約 180 種類の手続きが 24 時間いつでも可能です。



24h
いつでも

Q.5 開庁時間以外に対応してもらえる窓口はありますか？

A はい！あります。

市民の皆さんのニーズに応じた柔軟な開庁体制を目指します。

延長窓口（完全予約制）

毎月第 1・3 水曜日の 16 時から 19 時まで、本庁舎・東庁舎で延長窓口を開設します。**事前に手続きしたい部署の予約が必要**です。

※一部対象外手続きがあります。

11月から
2月までの
試行

休日窓口

毎月第 2・4 日曜日の 9 時から 16 時に市民窓口課を開庁します。平日に来庁が難しい方もご利用いただけます。

11月から
日時変更



Q.6

開庁時間の変更に合わせて、何か新しい取組はありますか？



A 新しく「**キオスク端末**」を導入します。

10 月から本庁舎 1 階に設置され、自分で証明書等を取得できる便利な機器です。窓口と比べて手数料が半額になり、スムーズに手続きができます。

お知らせ

令和 8 年 4 月 1 日(水)から**市民センター公民館の休館日**が変わります

変更後

味岡市民センター公民館	毎週火曜日
東部市民センター公民館	毎週金曜日
北里市民センター公民館	毎週水曜日

※年末年始（12/29～1/3）は全館休館です。
※令和 8 年 4 月 1 日(水)以降の予約は、令和 7 年 10 月 1 日(水)から可能です。
※令和 8 年 3 月 31 日(火)までの利用は月曜日休館です。
※図書室についても、公民館と同じ日に休室します。

市役所

Q&A

開庁時間変更

11月4日(火)から市役所の開庁時間が変わります。この変更は、ただ時間を短くするだけではなく、生み出した時間でデジタル化や柔軟な対応を強化し、市民の皆さんの利便性を高めるための取組です。そこで、新しい開庁時間やサービスについて、分かりやすい Q&A 形式でご紹介します。

Q.1 なぜ開庁時間を変更するのですか？



Point

- ✓ 職員の勤務時間は変わらない
- ✓ 確保した時間で
 - ・業務の効率化をすすめる
 - ・よりよいサービスを企画
- ✓ もっと便利な市役所を目指す！

A 開庁時間の変更は、
市民サービスの向上と
業務効率化のためです。

.....
これまでの開庁時間は職員の勤務時間と同じだったため、窓口対応が多い部署では、職員が情報共有や新たなサービスを検討する時間が十分に取れないという課題がありました。

開庁時間の変更によって生まれた時間を活用し、職員が業務改善や市民サービスの企画にじっくり取り組めるようにします。そして、市民の皆さんが「便利になった！」と感じられるサービスを充実させていきます。

Q.2 開庁時間はどのように変わりますか？

A 次のように変わります。

変更後 **9時00分～16時00分**

なお、この時間は来庁された皆さんに対しての受付時間と電話の受付時間をさします。



Q.3 市役所以外も時間が変わりますか？

A 変わります。

市役所のほかに、保健センター、リサイクルプラザ、消防本部、上水道管理センター、各学校給食センターは**9時から16時**になります。

また、味岡・東部・北里市民センターは**9時から17時**までとなります。

※図書室や児童館、市民会館など、貸館施設や福祉施設の利用時間に変更はありません。

